

福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県フリースクール支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール（以下「施設」という。）の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するために、施設の設置者（以下「補助事業者」という。）に対して、施設の活動のために支出する経費の一部を助成することによってその持続可能な運営支援を図り、もって、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資することを目的とする。

2 この要綱において「児童生徒」とは、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している児童生徒をいう。

(補助対象施設)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 施設の設置者は、非営利法人（学校法人を除く。）であり、学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (3) 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があり、原則として、補助対象年度の前年度中に施設に受け入れた児童生徒のうち、施設において相談・指導等を受けた日数が、児童生徒が在籍している学校において指導要録上の「出席扱い」となった児童生徒がいること。
- (4) 原則として、複数の児童生徒を受け入れていること。
- (5) 施設の利用料が著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。また、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内においてこれを交付する。

- (1) 補助対象経費 当該フリースクールの活動のために直接的に支出する職員人件費、講師謝金、旅費、教材印刷・購入費、消耗品費、光熱水費、通信費、体験活動費・実習費、広報費等（施設・設備整備費を除く。）
- (2) 補助額 次のイ又はロのいずれか低い額の2分の1以内で知事が定める額（ただし、1施設当たり200万円を超えることはできない。）
 - イ 前号の補助対象経費から入学金、授業料、教材費、その他の収入を控除した額
 - ロ 申請年度の5月1日現在において在籍している児童生徒数に別に定める額を乗じて得た額

2 前項により算定した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

- 3 国・地方公共団体の他の補助金の対象となる経費については、補助対象外とする。
- 4 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で新規の申請があった場合は、申請があった月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(申請の手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件その他知事が必要と認める条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後において、第7条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、中止若しくは廃止の理由、又は変更の内容及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から一月以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく知事の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第15条 知事は、この補助金について必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(雑則)

第16条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行し、平成19年度から令和9年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和6年度までの補助金について適用する。
- 2 令和3年度に補助金の交付を受けた補助事業者に対して、この要綱による改正後の「福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱」により算定した令和4年度の補助額が、この要綱による改正前の「福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱」（以下、「令和3年度要綱」という。）を適用し、算定した額の5割を下回る時は、令和4年度に限り、令和3年度要綱により算定した額の5割以内の額を補助額とすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。